

入 札 説 明 書

Windows10 延長サポートライセンス調達業務に係る入札公告（令和 7 年 5 月 27 日付け 京都府ホームページ掲載、以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- ・ 公告日 令和 7 年 5 月 27 日
- ・ 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- ・ 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部情報政策課
電話番号 (075)414-4386

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
Windows10 延長サポートライセンス 560 ライセンス
- (2) 仕様等
別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和 7 年 10 月 14 日（火）
- (4) 納入場所
仕様書で指示する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部情報政策課（京都府庁第 1 号館 5 階）
電話番号 (075)414-4386
- (2) 交付期間
令和 7 年 5 月 27 日（月）から令和 7 年 6 月 13 日（金）までの間（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (3) 入手方法
京都府ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
「情報システム開発等」－小分類「システム分析・開発」
- (3) 4 の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 審査基準日（確認申請書の提出期間の属する年の 4 月 1 日をいう。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有する者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次のいずれかに該当しない者であること。
- ア 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (6) ソフトウェアの納入実績を有する者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書(別紙様式 1)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2 の(2)に同じ。

なお、上記期間以外においても確認申請書を受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所

2 の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時 15 分まで(正午から午後 1 時までの間を除く。)の間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。(4) 契約保証金にかかる要件確認資料

京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。)第 159 条第 2 項第 3 号に該当し、契約保証金の免除を希望する者にあたっては、納入実績調書(別紙様式 2)に、過去 2 年間に国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と直接締結した契約において、仕様書で示したライセンスと同種及び同規模以上の納入実績を数件記入すること。

(5) 資料等の提出

確認申請書を提出した者に対し、資格確認の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) 確認通知

提出期間内に受け付けた確認申請書については、令和 7 年 6 月 18 日(水)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)を郵便等により通知する。

(7) その他

ア 確認申請書の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却し

ない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和 7 年 6 月 23 日（月）午前 11 時

イ 場所

京都府庁旧本館 2 階特別参与室（総合政策環境部）

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式 3）は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「Windows10 延長サポートライセンス調達業務に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が 1 名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は 2 回までとする。ただし、郵送による入札の参加があった場合において、当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わなかった場合にあっては、再度入札は別途期日を定めて行うものとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別添様式 4）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和 7 年 6 月 20 日（金）

イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部情報政策課（京都府庁第 1 号館 5 階）

ウ その他

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「6 月 23 日開札 Windows10 延長サポートライセンス調達業務に係る入札書在中」と朱書するとともに一般競争入札参加資格確認結果通知書又はその写しを同封し、京都府総合政策環境部情報政策課あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便入札により再度入札書を送付したものを除き、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

ア 規則第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行な

った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(13) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(14) 契約書の作成の要否

要する。(別紙契約書案により作成するものとする。)

6 入札保証金及び違約金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、又は支払保証をした小切手並びに銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

(3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。